

一時支援金

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時支援金を支給します。

中小法人等 上限**60万円**
 個人事業者等 上限**30万円**

対象期間 1月～3月
 対象月 対象期間から任意に選択した月

給付額の計算方法

$$= \text{前年又は前々年の対象期間の合計売上} - \text{2021年の対象月の売上} \times 3 \text{ヶ月}$$

【要件】

緊急事態宣言の再発令に伴い、

① 緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、

農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定

または、

② 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定

により、

本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること

注1：「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響」とは、緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことを指します。

注2：給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。なお、店舗単位ではなく、事業者単位の給付となります。

注3：一方、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。なお、宣言地域には、同緊急事態宣言が一度発令され、その後解除された地域も含まれます。

注4：飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛以外の理由であれば、売上が50%以上減少していても対象外です。

注5：都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金と重複受給できません。

一時支援金

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

【一時支援金の事業確認（「事業確認通知（番号）」発行）】

- 一時支援金を誤って受給してしまうことを防ぐため、申請予定者が、①事業を実施しているのか、や②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。
- 2月中旬より、申請予定者の①②についてテレビ会議又は対面で事前確認する「事業確認機関」を募集します。
- 申請予定の事業者は、申請前に、事業確認機関で、①②の確認を受けて、事業確認通知（番号）の発行を受けてください。

2月下旬 事前の事業確認の受付

【確認手順】

- 緊急事態宣言の影響の確認に必要な書類（下記記載）を準備
- 全国各地に指定する事業確認機関（2月下旬に事業確認機関の一覧を公開予定）の予約
- 同機関にて、事業の実施状況や宣誓・同意状況等の確認を受けて「事業確認通知（番号）」を受理

【必要な書類】

①事業実施

- 2019年及び2020年の確定申告書
- 2019年～2021年対象月までの毎月の売上台帳、帳票類及び通帳等
- 本人確認書類（個人事業者）や登記事項証明書（中小法人）等

②給付対象の理解

- 宣誓・同意書（2月中旬に所定の様式を公表予定）

3月初旬 一時支援金の申請受付開始

【申請方法】

- 一時支援金事務局が設置する予定のWEBページにてアカウント登録
- 申請に関わる基本情報を記載の上で、以下の必要書類を添付
- 申請ボタンを押下
※オンラインでの申請が困難な方向けに申請内容の入力のサポートを実施予定

【必要な書類】

- 確定申告書：2019年及び2020年の確定申告書
- 売上台帳：2021年の対象月の売上台帳
- 宣誓・同意書：2月中旬に所定の様式を公表予定
- 本人確認書類（個人事業者等の場合）：運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード等
- 通帳：銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能なページ
- 事業確認通知（番号）：事業確認機関が発行する事業確認通知（番号）

【その他の詳細はこちらをご覧ください】

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

【お問い合わせ先】

下記のWeb質問フォームで質問できます。個別にお返事をすることは控えさせていただきますが、頂いた御質問のうち、よくあるご質問につきましては、Q&Aを作成・公表いたします。 <https://emotion-tech.net/x0IE58n2>

